

(仮称) 新潟北部沖洋上風力発電事業

環境影響評価方法書についての

意見の概要と事業者の見解

令和 3 年 3 月

大成建設株式会社

株式会社本間組

コスモエコパワー株式会社

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	3
(5) 縦覧者数	3
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	4
(1) 公告の日及び公告方法	4
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	4
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	5
(1) 意見書の提出期間	5
(2) 意見書の提出方法	5
(3) 意見書の提出状況	5
第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	6

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和3年1月15日（金）

(2) 公告の方法

①日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

・令和3年1月15日（金）付 読売新聞、新潟日報

※令和3年1月29日（金）及び1月30日（土）に開催する説明会についての公告を含む。

②地方公共団体の市報及び広報によるお知らせ（別紙2参照）

下記の市報及び広報に掲載した。

・市報むらかみ（お知らせ版）（令和3年1月15日）

・市報たいない（令和3年1月合併号）

・広報しばた（令和3年1月7日）

・広報せいろう（令和3年1月号）

③インターネットによるお知らせ（別紙3～5参照）

下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・大成建設株式会社のウェブサイト

・株式会社本間組のウェブサイト

・コスモエコパワー株式会社のウェブサイト

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 10 か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・新潟県 村上地域振興局
(新潟県村上市田端町 6-25)
- ・新潟県 新発田地域振興局
(新潟県新発田市豊町 3-3-2)
- ・村上市役所 環境課
(新潟県村上市三之町 1-1)
- ・村上市役所 荒川支所
(新潟県村上市山口 444)
- ・村上市役所 神林支所
(新潟県村上市岩船駅前 56)
- ・村上市役所 朝日支所
(新潟県村上市岩沢 5611)
- ・村上市役所 山北支所
(新潟県村上市府屋 232)
- ・胎内市役所 市民生活課
(新潟県胎内市新和町 2-10)
- ・新発田市役所 環境衛生課
(新潟県新発田市中央町 3-3-3)
- ・聖籠町役場 1階縦覧場所
(新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635-4)

②インターネットの利用による縦覧

- ・大成建設株式会社 ウェブサイト (別紙 3 参照)
https://www.taisei.co.jp/about_us/wn/2021/210114_5031.html
- ・株式会社本間組 ウェブサイト (別紙 4 参照)
<https://www.honmagumi.co.jp/news/6234/>
- ・コスモエコパワー株式会社 ウェブサイト (別紙 5 参照)
<https://cosmo.eco-power.co.jp/assess.html>
- ・新潟県 ウェブサイト (別紙 6 参照)
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyokikaku/1356919951898.html>

(4) 縦覧期間

- ・期間：令和3年1月15日（金）から令和3年2月15日（月）まで
- ・時間：土・日・祝日を除く開庁時

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は7名であった。

（内訳）新潟県 村上地域振興局	4名
新潟県 新発田地域振興局	0名
村上市役所 環境課	1名
村上市役所 荒川支所	0名
村上市役所 神林支所	0名
村上市役所 朝日支所	0名
村上市役所 山北支所	0名
胎内市役所 市民生活課	0名
新発田市役所 環境衛生課	2名
聖籠町役場 1階縦覧場所	0名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和3年1月29日（金）18時から19時30分
- ・開催場所：村上市教育情報センター
（新潟県村上市田端町4-25）
- ・来場者数：14名

- ・開催日時：令和3年1月30日（土）10時から11時30分
- ・開催場所：胎内市産業文化会館
（新潟県胎内市新和町2-5）
- ・来場者数：10名

- ・開催日時：令和3年1月30日（土）14時30分から16時
- ・開催場所：新発田市健康長寿アクティブ交流センターあおり館（屋内広場）
（新潟県新発田市中央町3-13-3）
- ・来場者数：6名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。(縦覧場所における意見記入用紙は別紙7参照)

(1) 意見書の提出期間

令和3年1月15日(金)から令和3年3月1日(月)まで

(縦覧期間及びその後2週間とし、郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ②大成建設株式会社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は8通、53件であった。

第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、当社に対して環境の保全の見地から提出された意見の概要とそれに対する当社の見解は、表2-1のとおりである。なお、意見の概要に関しては原則として原文のまま記載している。

表2-1(1) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	村上市と胎内市及び新発田市付近の沿岸海域（約5,692ha）で計画が進められている（仮称）「新潟北部沖洋上風力発電事業」については、令和元年7月の環境配慮書（以下配慮書）の公開を経て、令和3年1月20日付で環境影響評価方法書（以下方法書）の公開が行われた。その後事業実施想定区域（以下事業実施区域）の地元では地域説明会が1月下旬に開催されている。配慮書作成段階から県内野鳥関係団体やその一部会員は、事業者並びに事業委託者のヒアリング調査を通して、事業実施区域並びにその周辺地域における野鳥の生息状況について助言すると共に、事業実施上配慮すべき事項についても野鳥保護の観点から幾つか提言を行ってきた。この度方法書の縦覧を得て、野鳥関係団体は、提言した配慮事項が方法書に反映されていることを確認すると共に、その後得られた新たな知見に基づく要望を取り纏め、ここに意見書を提出する次第である。EU条約にもある予防原則の観点から、適正な環境影響評価が実施されることを期待する。	今後、本事業について現地調査、予測及び評価を実施し、住民の皆様のご意見や自治体及び国の審査を踏まえ、適正な環境影響評価を実施いたします。
2	(1) 事業実施区域およびその周辺地域は、海岸線を含めて多様な自然環境が存在することから一年をとおして生息鳥類が多いことで知られている。新潟市から村上市にかけて内陸側に緩やかに湾曲する長い海岸線は、事業実施区域を含む胎内川付近で最も内側に湾曲している。この地形を反映して、村上市・胎内市の海岸沿いを渡る鳥類は、弓の玄に当たる沖合4km付近を近道（省エネ）として飛行していることが考えられる。そのため、当該地域は、渡りの時期には海岸線並びにその沖合を多種多様な鳥類が昼夜にわたって飛行する地域であることをまず認識すべきである。	ご指摘の点を認識し、既存資料調査結果や専門家からのご意見を踏まえて、鳥類の現地調査手法、調査地点、調査期間等を選定しておりますが、住民の皆様のご意見や自治体及び国の審査を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を実施いたします。
3	(2) 方法書からアセス調査の内容をみると、調査期間が極めて少なく、事業実施区域の実態を反映しているとは言い難い。従って、調査は四季別（春季3～5月、夏季6～8月、秋季9～11月、冬季12～2月）に2回以上実施し、日数は1回で2～3日を基本にさせていただきたい。また、目視調査地点が1か所では少なく、最低でも2か所以上を望みたい。船舶によるオオミズナギドリ調査でも上述した内容で行うべきである。	方法書p325に記載のとおり、船舶定点調査については、繁殖期を含む夏季に2回実施いたします。他の季節については代表的な時期に調査を実施することにより各季1回2日間程度で予測及び評価に必要な情報は得られるものと考えております。なお、越冬鳥類調査では目視観察調査地点として「お幕場大池公園」の1地点を記載しておりますが、レーダー調査地点にも目視観察調査員を配置することで地点を増やす計画としております。
4	(3) 既存の文献によれば、福島潟や鳥屋野潟、瓢湖、佐潟などの湖沼から飛び立ったハクチョウが新潟市沖から事業実施区域の沿岸を北上している事実がある。このような事例はマガン（準絶滅危惧）、ヒシクイ（絶滅危惧Ⅱ類）、オオヒシクイ（準絶滅危惧）にも当てはめられ、実際、渡りの時期	方法書p324に記載のとおり、鳥類の渡り時の移動経路調査として、レーダー調査を春季及び秋季の各季2回実施する計画としております。加えて越冬鳥類調査として、レーダー調査及び定点観察法による調査を実施することで対象事業実施区域及びその周囲におけるガン類、ハクチョウ類の移動経路の把

	(2~4月及び10~11月)には、海岸線に近い洋上を飛ぶガン類とハクチョウの群れを地元野鳥の会会員が陸上から確認している。このように、渡りの時期は村上・胎内沖の海上を移動するガン類、ハクチョウ群が相当数確認されているので、これから大型鳥類の移動経路の実態調査を要望したい。	握に努めます。
5	(4) 事業実施区域に近い新保大池(お幕場大池)・升潟は、ハクチョウやカモ類の渡来地として知られているが、ここのハクチョウやカモ類は、気象条件の悪化(大雪時の湖面閉鎖や暴風雪等)に伴い、餌や休息場所を求めて、加治川や荒川河口に移動する傾向がある。方法書のP326・327には、越冬鳥類の定点観察地点をお幕場大池に設定しているが、併せてこの時期には海岸、港湾、河口に生息するカモメ類、カモ類、海鳥類を調査する必要がある。そのため定点観察地点をお幕場大池の他に岩船漁港、荒川河口、胎内川河口、加治川河口などに追加設定することを要望する。またお幕場大池は、県内のハクチョウ渡来地の中で最も遅くまで(4月上・中旬)ハクチョウが残留するため、越冬調査の時期を延長して、3月下旬から4月上旬の間に1回、2回の追加調査が必要と思われる。	方法書p324に記載のとおり、越冬鳥類調査として、レーダー調査及び定点観察法による調査を実施いたしますが、レーダー調査地点にも目視観察調査員を配置する計画としております。レーダー調査についてはレーダー設置地点から半径16kmの広範囲の調査ができるため、この範囲の渡り鳥等の飛翔を把握できるものと考えております。お幕場における越冬鳥類の調査につきましても越冬期の代表的な時期に調査を1回行うことにより予測及び評価に必要な情報は得られるものと考えております。
6	(5) 事業実施区域付近の荒川と胎内川河口には、冬季にオジロワシ(絶滅危惧Ⅰ類)とオオワシ(同)が飛来・越冬している。日中は両河川の河口付近で過ごす、時は計画地から東側の丘陵地及び東側山腹にある。また、事業実施区域に隣接した場所ではハヤブサとミサゴ及びノスリ、オオタカが繁殖している。特に、ハヤブサとミサゴは事業実施区域付近の海域に餌を求めて飛翔してくることが多い。このような事例を基に希少猛禽類についても同様の調査を要望する。	方法書p324に記載のとおり、越冬鳥類調査として、レーダー調査及び定点観察法による調査を実施いたしますが、レーダー調査地点にも目視観察調査員を配置することで、オジロワシやオオワシといった越冬期の生息状況について把握に努めます。また、船舶定点調査においても、海域を生息環境の一部とするハヤブサやミサゴといった猛禽類の飛翔状況の把握に努めます。
7	(6) P345~346には、生態系の上位種としてオオミズナギドリが挙げられ、ミサゴは事業実施区域が海上であるという理由で落とされている。実施区域沿岸はミサゴの繁殖が多い地域である。オオミズナギドリは当然のことであるが、ミサゴ、ハヤブサも参考種として含め、評価する方が望ましい。胎内市沖4kmの海上に建設されている油田基地のプラットフォーム(人工島)にはハヤブサが高頻度で観察されている。	生態系の上位種については、方法書段階では文献その他の資料調査結果や専門家ヒアリングを参考に選定しております。ミサゴやハヤブサについては、生態系の対象種として選定しないものの現地調査における確認状況を踏まえて動物の重要な種において影響の予測及び評価を実施いたします。
8	(7) 実施区域において、オオミズナギドリの移動経路や採餌海域の把握は重要で、方法書でも「船舶定点調査」や「渡りの移動経路調査」が組まれている。またP355には専門家による見解が記述されており、傾聴に値する。一方、前述した胎内市沖の人工島における観察によれば、春先(3月下旬頃)に繁殖のために帰還したオオミズナギドリが人工島周辺海域でカモメ類やアビ類、時にはイルカも交えて採餌するのが観察されている。従って、海上調査では、春の渡り時期(3月・4月)の調査も鋭意進める必要がある。 P354にコウモリの専門家による意見にもあるように、この人工島での調査が可能かどうか確認の上、可能であれば春と秋の渡りの時期に昼夜にわたる調査を「船舶定点調査」と併せ、ここでも2回以上の実施を要望する。	海上で実施する船舶定点調査については、ご指摘頂きました内容を参考に春の渡り時期での調査について検討いたします。なお、岩船沖油ガス田のプラットフォームは、他企業の管理する施設であり、本事業の調査での使用は安全管理上難しいものと考えております。
9	(8) 胎内市沖の人工島での観察記録によれば、この海域を飛行する鳥類はガン類、ハクチョウ類のみならず、小型鳥類も利用していることが確認さ	方法書p324に記載のとおり、鳥類の渡り時の移動経路調査として、レーダー調査を春季及び秋季の各季2回実施する計画としております。調査では、レ

	<p>れている。一例だが、ハヤブサがカワセミやヒヨドリの群れを襲う状況が観察されている。特にヒヨドリは春と秋に大きな群れを成し、海上を通過するのが確認されている。このように、渡りの時期は実施区域一帯を利用する鳥類（陸性の小鳥類）も多いため、それらの飛行経路や実態について詳細な調査をすべきである。</p>	<p>ーダー設置地点から半径 16km 以内の鳥類と判断される移動物体の飛翔方向、飛翔高度等を把握するため、渡りの時期に対象事業実施区域及びその周囲を飛翔する鳥類を把握できるものと考えております。</p>
10	<p>(9) 洋上風力発電の影響を最も受けやすいのがカモメ類、カモ類、アビ類、ウ類と考えられる。風車設置場所ではこれら水鳥類の飛行阻害が起こるほか、バードストライクが発生するものと強く懸念される。このため、越冬期間（11～3月）における分布・生息の実態や行動を詳細に調査し、有効な回避・予防策を提示すべきである。その際は、鳥の種類や季節によって飛行高度や通過個体数が異なる点を考慮に入れ、有効な予防策を準備する必要がある。この点、鳥の飛行高度や利用海域・季節等は不可欠な調査項目となる。</p>	<p>越冬鳥類調査としてレーダー調査及び定点観察法による調査を実施し、レーダー調査地点にも目視観察調査員を配置することで飛翔高度や利用状況の把握に努めます。これらの調査結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を検討いたします。</p>
11	<p>(10) 鳥類の渡りは夜間にも行われるため、レーダーなど利用して夜間の渡り調査も実施すべきである。さらに、ガン類、ハクチョウ類、カモ類、カモメ類などの水鳥は晴天時に限って飛行するわけではないので、荒天時にも調査を行い、飛翔状況などの違いを把握すべきである。</p>	<p>方法書 p324、325 に記載のとおり、鳥類の渡り時の移動経路調査としてレーダー調査を春季及び秋季の各季 2 回実施する計画としております。レーダー調査は 24 時間観測を行います。荒天時には降雨等の影響でレーダーによる飛翔軌跡の把握は困難になりますが、目視観察調査員を配置することで飛翔状況の把握に努めます。</p>
12	<p>(11) 沖合に建つ人工島での観察記録が示すように、海上に存在する大型人工構築物（洋上風力発電施設）は、渡り鳥等海上を通過する鳥類が、悪天候や猛禽類の襲撃に備える避難場所として、また渡り途中の休息場所として利用することが十分考えられる。例えば、2005 年 9 月 24 日の夜半から 25 日未明に接近した台風 17 号により、人工島に避難してきたと思われるヤブサメ 49 羽、シマセンニュウ 11 羽など合計 74 羽の小鳥類が一夜にして落鳥した事例がある。洋上風力発電施設の出現は、野鳥にとって一次的な衝突対象（障害物）となる可能性の他、悪天候や外敵に対する避難場所として鳥を引き寄せ、その結果（二次的な）衝突を導く可能性も想定される。この点も考慮した検討が必要であろう。</p>	<p>ご指摘頂きました内容を参考に、現地調査を実施し、得られた現地調査結果を踏まえ、洋上風力発電施設への誘引（逃避場所）となる可能性についても検討いたします。</p>
13	<p>(12) 稼働制限が可能な風車の設置を要望する。2 年足らずのアセス調査でバードストライクなど野鳥への影響を予測し、万全な保全措置がとられることはほとんど不可能である。風車稼働後のバードストライクを可能な限り回避低減するためには、状況に応じた稼働制限が必要・不可欠である。そのためには稼働制限が可能な風車の設置と同時に、事態に対応した稼働制限措置を事前にルール化（マニュアル化）しておくことも必要であろう。</p>	<p>バードストライクについては、鳥類調査により飛翔状況を把握し、その結果を基に専門家ヒアリングを実施した上で予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。</p> <p>また、バードストライクについて事後調査を行う場合には、調査結果を基に専門家の意見も踏まえ、その後の対応について検討いたします。</p> <p>なお、設置する風力発電機については稼働制限の機能を含め性能や機種について現時点では未定です。</p>
14	<p>(13) バードストライクの状況を監視するという観点から、工事実施期間及び風車稼働後は鳥類に与える影響をモニタリングすることに重点を払うべきである。また、モニタリングに際しては、事業者だけでなく、第三者である学識経験者を加えるなど透明性・中立性を担保した体制が必要である。</p>	<p>工事実施期間及び風力発電施設稼働後の鳥類への影響については、現地調査により鳥類の飛翔状況を把握し、その結果を基に専門家ヒアリングを実施した上で、予測及び評価を行い、必要に応じて事後調査を実施いたします。また、モニタリング等を行うことになった場合の実施体制については、専門家の意見等も踏まえ検討いたします。</p>

表 2-1 (2) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書 2)

No.	意見の概要	事業者の見解
15	<p>1. 方法書縦覧に関する意見 縦覧期間が短いこと。1月15日から2月15日までの1ヶ月間では短すぎる。また閲覧場所が限られていることや何ページにも及ぶ膨大な専門的な内容の方法書を読み解くこと等は一般の市民には限界がある。 ①方法書の縦覧はもっと期間を長くする。内容的には方法書の難度を下げる。</p>	<p>方法書の縦覧期間については、環境影響評価法に基づき設定しました。縦覧場所での縦覧以外に事業者のウェブサイトでも縦覧期間中は常時方法書を閲覧できるようにしました。また、方法書の内容を要約した要約書を作成し、方法書とあわせて縦覧しました。</p>
16	<p>②働いている人や昼間出かけられない人のために縦覧場所をふやしたり、土・日・夜間の縦覧も可能にする。</p>	<p>縦覧場所については、関係機関と協議の上、村上市内に6か所、胎内市内に1か所、新発田市に2か所、聖籠町に1か所の計10か所に設置しました。また、縦覧期間中は、事業者のウェブサイトにおいても常時閲覧できるようにしました。</p>
17	<p>③方法書をインターネットから取り出せばもっと多くの人に読んでもらえる。(コピーやプリントできれば)</p>	<p>ウェブサイトでの方法書の縦覧については、著作権の関係上印刷及びダウンロードができない対応をさせていただきました。</p>
18	<p>④方法書の縦覧について多くの市民に参加してもらうための方策がとられていない。市報の目立たない囲み記事だけでは不十分。市報むらかみ、市報たいないに記事を掲載する。または、チラシなどにして各家庭に知らせる。新潟日報、読売新聞新潟版に複数回、記事、広告を載せる。 ⑤村上、胎内の地元ミニコミ紙に複数回広告を載せるなど市民への情報提供をする。</p>	<p>方法書の公告については、環境影響評価法に基づき、新潟日報及び読売新聞新潟版に掲載いたしました。また、村上市、胎内市、新発田市及び聖籠町の広報紙にも方法書の縦覧及び住民説明会等について掲載しましたが、掲載内容については自治体と協議の上、掲載させていただきました。この他に事業者のウェブサイトでも縦覧期間中は常時方法書を閲覧できるようにしました。今後もアセス図書の周知に関しては、日刊新聞、自治体の広報紙及び電子縦覧を中心に検討いたします。</p>
19	<p>2. 環境影響評価方法書について環境保全の見地から意見 ①住民の命の保証がなされていない。民家、病院、介護などの施設、学校・保育園などが海岸から2km～5km内に点在・立地している。景観の圧迫感、騒音、低周波による体調不良などに対する方策が見受けられない。住民の不安を解消する方策を明記する。</p>	<p>今後、景観及び騒音の現地調査を実施し、住宅等への影響について予測及び評価いたします。その上で、これらの環境への影響を可能な限り回避又は極力低減する事業計画の策定を進めます。なお、環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(平成29年)によると、風力発電施設から発生する20Hz以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったとされています。超低周波音については、令和2年8月31日の「発電所アセス省令」の改正に伴い「超低周波音」の項目が削除されたこと、風力発電機の設置予定ラインから最寄りの住宅等まで約2.0kmの離隔があり影響は極めて小さいと考えられることから、環境影響の評価項目としては選定しておりません。</p>
20	<p>②村上市を象徴する鮭の調査について、環境アセス法とは別に独自の調査を行うとあるが、具体的に記述されていない。調査機関、方法について明らかにする。</p>	<p>サケへの影響調査に関しては、今後地元の関係機関や専門家とも協議し、調査方法などを検討いたします。</p>
21	<p>③鳥についても保護を必要とする鳥、希少種についてはアセスが行われるようだが、渡り鳥、留鳥など日本海側を通り道にしている野鳥について独自の調査項目はない。村上市、胎内市沖を通過する野鳥、渡り鳥について保護の立場から十分調査をする。</p>	<p>方法書 p324、325 に記載のとおり、鳥類の渡り時の移動経路調査として、レーダー調査を春季及び秋季の各季2回実施する計画としております。環境影響評価においては、重要な種を対象として予測及び評価いたしますが、渡り鳥についても予測及び評価を実施いたします。</p>
22	<p>3. 配慮書の意見と事業者の見解について 新潟県知事の意見に対する事業者の見解のところについての意見</p>	<p>方法書の住民説明会については、令和3年1月29日(金)に村上市、令和3年1月30日(土)に新発田市及び胎内市で開催いたしました。説明会では</p>

	<p>①表 7.1-1 (1) 「事業者の見解欄」で「～対象事業実施区域周辺の地域住民、自治体及び関係者に対しては、事業についての・・・十分な説明に努めます」</p> <p>②表 7.1-1 (1) の (3) 「地域住民等への十分な説明に努めます」</p> <p>③表 7.1-1 (2) の (5) 「～閲覧者に対して理解しやすいものになるよう努めます」</p> <p>①、②、③等、地域住民に対して十分な説明はなかった。村上市の住民説明会は 13 名（1 月 29 日）の参加者、これで住民への周知と説明が終了したとされるのだろうか。</p>	<p>方法書の内容の要点を記載したスライドを用い、わかりやすい説明に努めました。今後、準備書の手続きにおいても住民の皆様にお知らせし、調査、予測及び評価の結果について住民説明会を開催した上で説明をさせていただく予定です。</p>
23	<p>④表 7.1-1 (4) の (7) (イ) ～「審査会などにおいて仮の配置フォトモンタージュ写真をお示しすることを検討いたします」とあるが審査会だけでなく、これから毎日風車とむき合っていかなければならない住民にこそ示されるべきであろう。</p>	<p>方法書の段階では風力発電機の配置等の事業計画が決定していないため、仮の風力発電機の配置のフォトモンタージュを新潟県の環境影響審査会のみでお示しすることとしておりますが、今後のアセスの準備書段階では景観の現地調査を行い、事業計画をもとにフォトモンタージュを作成し、住民の皆様にお示しするようにいたします。</p>

表 2-1 (3) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書 3)

No.	意見の概要	事業者の見解
24	<p>①事業者は、沿岸から 2km～5km の海を約 30 年間独占して使用する大型開発であることを自覚して住民に情報提供、周知を十分行うこと。</p> <p>2021/2/19 の新潟県洋上風力発電導入研究会では「原発はダメだ。だからこれに賛同している」と漁業者から発言がありました。2011・3・11 地震-津波-福島第一原子力発電所事故以降、「原発に依存しない社会はどうしたらできるのか」立場の違いを超え、折り合いをつけていくしかないという思いを多くの人々が持つようになりました。</p> <p>大規模な太陽光発電（メガソーラー）や陸上風力発電のメガ風車もたくさん建てられました。その多くは東京の大企業が作ったものです。集権的なビジネスモデルが再生可能エネルギーの分野にも持ち込まれてきています。エネルギーが再生可能でも、それを支えるモラル、考え方、住民の理解などがなければ、搾取と地域疲弊になってしまいます。</p> <p>住民の理解を得るためには、十分な周知と情報提供をし、住民の意思決定、選択を尊重するべきです。</p>	<p>方法書の縦覧及び住民説明会等については、環境影響評価法に基づき、新潟日報及び読売新聞新潟版に公告を掲載いたしました。村上市、胎内市、新発田市及び聖籠町の広報紙にも方法書の縦覧及び住民説明会等について掲載しました。この他に事業者のウェブサイトでも方法書を縦覧しており、縦覧期間中は常時閲覧できるようにしました。また、村上市、新発田市及び胎内市で方法書の住民説明会を開催いたしました。住民説明会及び意見書等でいただいた住民の皆様のご意見も参考に事業計画を検討し環境への影響を可能な限り回避又は極力低減いたします。</p>
25	<p>②地域の集落ごとに説明会を開催する生態系、自然循環の変化は、短期間では変化は分からず判断ができません。先祖代々地元の暮らしからの知見を聞くことは大切です。</p> <p>海は現在の漁業関係者だけのものではありません。海にまつわる様々な行事、海からの癒しなど地域住民とのつながりは深く、住環境も自慢のひとつです。</p> <p>「海・川・森・山のめぐみを楽しんできた豊かな地域の暮らしが継続できるのか。」という住民の不安や心配を払拭するためにも地域の小さな集落ごとの説明会を早期に開催してください。</p>	<p>方法書の住民説明会の開催については、新潟日報及び読売新聞新潟版の公告、村上市、胎内市、新発田市及び聖籠町の広報紙、事業者のウェブサイトにも掲載し、住民の皆様への周知に努めました。地元の集落等への説明会については、地域のご要望や参加者数を踏まえ、検討したいと考えます。</p>
26	<p>③意見書は要約しないこと。</p> <p>意見書の内容と事業者の見解を要約せず全文載せ、早期に公開すること。</p> <p>「まだ公募もなく、事業者の決定は先だから」と言いながら、この方法書と意見書そして村上市では 13 名参加の住民説明会で区切りをつけて、事業者は環境アセス法に基づいて準備書へと進んでゆくつもりでしょうか。</p> <p>配慮書や説明会に寄せられた意見を具体的に反映していただきたいです。</p>	<p>いただいたご意見書の内容は要約せず、準備書において事業者の見解とともに個人情報等配慮が必要な部分を除き全文掲載いたします。</p> <p>方法書の説明会でいただいた住民の皆様のご意見も参考に事業計画を検討し、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減いたします。</p>
27	<p>④新潟県内のこれまでのエネルギー事情について、環境への負荷や地元の経済への影響などについてきちんと検証されたことがありません。信濃川流域の大規模なダム群が戦前(1930 年代)から建設され首都圏へ電力を送ってきました。柏崎刈羽原子力発電所(1984～)は発電量が世界一の原発です。ほとんどの川にはダム。沿岸部には原発。今後、海には大型風車が建設されようとしています。</p> <p>2021 年 2 月現在、安全基準に基づいて再稼働を予定している柏崎刈羽原発は様々な不備が指摘され、東京電力はその説明と対応に追われています。電力と利益は首都圏へ、事故、災害のときの不都合は地元地域がいつも引き受けてきました。この</p>	<p>今後、対象事業実施区域及びその周囲の現地調査を実施し、環境への影響について予測及び評価いたします。その上で、これらの環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できるよう事業計画を検討いたします。また、風力発電施設の設計や工事については国の基準に基づき実施し安全性を確保したものと、風力発電施設の稼働後も定期的に保守・点検を行い、風力発電施設の安全な運転管理に努めます。</p>

<p>方法書を読んで「また発電施設からの不都合を地元が引き受ける事を繰り返すのか」という恐れを感じました。大規模開発、大型風車建設に伴う様々なリスクの責任を事業者はどのようにとるのか明らかにしてください。</p>	
--	--

表 2-1 (4) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書 4)

No.	意見の概要	事業者の見解
28	<p>意見：住民の信頼が基盤の、公共性の高い発電という事業です。不信や誤解を生むような事業の展開をしていくことの無いように、この意見公募の結果の内容公表をしてください。また、準備書作成への反映を要望します。</p> <p>そして、もしも、占用許可を受けた際は、再エネ海域利用法の法定協議会においても、誠実な環境影響への対応をお誓いくださる事を明示して頂きたいです。</p> <p>理由：配慮書に対する環境大臣意見にある、新潟県が策定している「風力発電に係るゾーニング実証事業」の成果との十分な整合を図りながら、環境保全等と両立した事業を円滑かつ効率的に進めることが重要であるという指摘に照らすと、県の検討する保全エリアと配慮・調整エリアに相当する範囲が、この計画の事業想定区域にも相当しており、十分な整合を図るための、多くの調整が、必要な事業です。</p> <p>ゾーニング実証事業の検討をしている県の導入研究会の傍聴から視えたのは、事業者ありきに思える促進区域指定手続きの、進め方に対する委員からの疑念です。</p> <p>そのような状況の中で、このような環境影響評価の方法書縦覧や意見公募が有ることには、今後、国が占用許可した事業を実現するかも知れない事業者の、身勝手な手続きを許していく事になるのではないかと、という不安による疑念を抱かせます。</p> <p>県民として該当区域の沿岸自治体住民としては、信頼を寄せて事業の環境影響評価を受け入れることが出来る、そのような事業になる事を強く望んでいます。</p>	<p>いただいたご意見については、準備書において事業者の見解とともに掲載いたします。また、再エネ海域利用法に基づく公募手続きの結果、本事業が選定され占用許可を受けた際には、協議会の合意事項を踏まえ、事業計画を検討し、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減いたします。</p>
29	<p>意見と理由：発電機の風車塔の配置が未定なので、複数案での、最小基数と最大基数の想定で、フォトモンタージュを作成して提示してください。</p> <p>調査・予測結果がどのようなかが、視覚的に確認できる資料の提示を求めます。</p> <p>その上で、どの配置が有力候補なのかを記載してください。</p>	<p>準備書の手続きにおいて、現地調査を行い、風力発電機の最新の配置案を基にフォトモンタージュを作成し、ご提示いたします。</p>
30	<p>意見と理由：表 4. 2-1 (35) の 5 番の景観に関する、現地調査の内容には、賛意を示したいです。さらに、天候や時刻、季節により、景色の見え方にも変化が多くありますので、そのような変動条件のクロスによるデータを、採取できるような、現地調査の期間を、十分設定してください。</p> <p>豊かな表情を持つ自然環境です。こうした点を考慮しての、調査・予測を実践することは最低条件と考えます。</p>	<p>現地調査については、季節や時刻による違いを踏まえて最大の見え方となる条件下での予測が可能となるよう、景観の撮影時期や撮影時刻に配慮し、適切な調査、予測及び評価を実施いたします。</p>
31	<p>意見：60 頁からの景観に関する内容で、複数設定必要ということを記載しているの、そのことを確実に実施してください。そして経緯と結果を明示してください。</p> <p>その際、調査地点や調査時期と、基数の多少別で複数設置例による景観の予測評価を記載することが必要と考え、それを要望します。</p> <p>最近イベントで見受ける、背景に応じて空間に映像を写しだす技術の活用も検討して頂きたいです。</p>	<p>現地調査の時期については、眺望点の利用状況を踏まえ必要に応じて季節や時間を複数設定することを検討いたします。また、経緯と結果については準備書に記載いたします。</p> <p>景観の予測評価については、最新の風力発電機の配置案を基に最大の見え方となる条件下でフォトモンタージュの作成を行った上で、予測及び評価を実施いたします。また、景観に関する最新の技術についても情報収集に努め、提示方法についても必要に</p>

	<p>す。</p> <p>地元住民はもとより、広く海を利用する国民への理解判断し易い情報の提供となるために、そうした最新技術を駆使した、候補景観の提示と、広く意見募集をすることを提案します。</p> <p>理由：3 頁、第 2 章の内容からは、発電機の配置について、予定する出力と基数の範囲で、現時点で、想定できる配置の複数案を提示してないので、景観や眺望への影響を予測することが出来ない状況です。</p> <p>フォトモンタージュは、肉眼で観る景色と、写真で見る景色では、景観として受け取る感覚がどうしても差異を生じるものです。</p> <p>新潟県が現在策定している洋上風力発電のゾーニングマップの結果と、県が説明している発電塔の景観上のフォトモンタージュでは、遠近 2 基の配置で示していますが、肉眼での視覚的な景観としての眺望とは、違和感があります。それだけに、想定し得る複数案の配置による、景観や眺望のフォトモンタージュを提示して、検討を進めて頂きたいです。</p> <p>出遅れている日本の再生エネルギーへの取組の、先駆的な手法を検討してみれば、とも考えます。</p>	<p>応じて検討いたします。</p>
32	<p>意見：景観に関する 60 頁の 4 番の調査地点が、15 地点ですが、追加希望の地点が有ります。高速道路（日本海沿岸自動車道）からの景観と、JR 東日本の羽越本線、白新線利用時の景観、国道 345 号線（通称：海岸道路）からの景観です。61 頁の表 4.2-1(37)に項目として追加を要望します。</p> <p>理由：生活圏としてだけでなく、県内広域での観光面からも、気になる景観です。</p>	<p>一般国道 345 号沿いについては、「はまなすの丘(展望台)」を眺望点として選定しております。</p> <p>また、日本海沿岸自動車道、JR 東日本の羽越本線、白新線からの景観については、引き続き情報収集に努め、眺望目的の展望設備等を確認できた場合には追加を検討いたします。</p>
33	<p>意見：前項で記載した意見の、景観に関わる調査地点では、航空障害灯というらしい、高層の建築物の所在を知らせる役目のある灯火が、どのように影響するかが、記載されていません。調査されていません。</p> <p>航空障害灯による、光の明度と、点滅の有無等による景観上の影響を、予測・評価するために、航空障害灯の状況を含めた複数例のフォトモンタージュを作成する必要があります。</p> <p>理由：居住区間から近距離の海洋上での複数の灯火になります。</p> <p>新潟東港の火力発電設備の航空障害灯の明かり程度でも、瀬波温泉からの眺望だけではなく、上海府地区からの眺望にも、灯火がハッキリ見えるのです。冬季など気象条件によっては、かなり気になる程に遠望されます。</p> <p>このような他に、遮る物がない海洋の景観ですので、光の到達範囲は広くなります。</p> <p>経験上からも、海洋側の道路の灯火らしき光が注意を引くことが有ります。</p> <p>高架の日本海沿岸道路を走行すると、片側に点灯する光が見えることが想像できます。</p> <p>鉄道利用時も、おそらく沿岸の林や集落の陰影の上に点灯するのを見ることになると思います。勿論国道 345 号線の海岸道路では、景観の錯覚を生じるほどの点灯になるのではと懸念します。</p> <p>村上市の塩谷地区、荒川地区の 2 階以上の高層階からの景色にも入るのではと想像します。</p> <p>胎内市の桃崎浜地区などでも、同様な景色による、</p>	<p>夜間の景観についての評価指標は存在しておらず、予測評価を行うことは難しいと考えております。航空障害灯につきましては、航空法の規定に従った上で設置いたします。</p>

	<p>景観への快不快の反応の影響が生じると考えられます。</p> <p>事業者の皆様ならば、そのような景観の場所に、居住されますか？</p> <p>先住する住民の、安全で安心できる、健康で快適な暮らしを奪うような景観が、日夜問わず生じることが懸念されます。</p> <p>その観点からの、航空障害灯を組み入れた場合のフォトモンタージュの複数例を公開して、住民の意見を求めることが必要と考えます。</p>	
34	<p>意見：海鳥への影響についての意見。継続的な事後の評価と、予測と異なる現象が生じた場合に、事業の進行を中断して、改善策を講じることを保障する、ということが記載されていません。そのような、工事前後、稼働前後の影響追跡調査等の検証方法と、改善の必要時の対策を、明記してください。</p> <p>理由：県内で、この数年の間に環境アセスメント関係のシンポジウムに何回か参加し、聴講しておりますが、海鳥への影響を調べるといっても、そもそも生態の不明な点が多い物なので、予測は不確定だと、大学等の研究者の意見を聴いています。本方法書の専門家の意見にも、海鳥についての不明点が多くあると指摘されています。調査回数を増やす事等の提言もあります。もしも、予測と異なるような事態が生じた場合の想定もした上での、調査・予測の明示をしてください。</p> <p>欧州では、約 20%の施設で一次稼働停止措置が執られたという、2014年の報告もあると聴きました。こうした事実からも、工事前後と稼働前後の調査と予測の、継続についての具体的な記載を要望します。</p>	<p>海鳥への影響については、現地調査により飛翔状況を把握し、その結果を基に専門家ヒアリングを踏まえて予測及び評価を実施いたします。予測結果に不確実性を伴う場合には、事後調査を実施することを検討いたします。</p> <p>事後調査を実施することになった場合、調査の結果、著しい影響が生じると判断された場合には、専門家ヒアリングを行い、さらなる効果的な環境保全措置を講じることを検討いたします。また、事後調査を実施することになった場合、これらの具体的な内容について、準備書に記載いたします。</p>
35	<p>意見：事業想定区域が、海岸からの距離として、近過ぎます。この海域の日本海沿岸は、海岸から間もなく水深が急に深くなる形態が続きます。つまり、欧州等の遠浅が数十キロも続く海域とは異なります。事業のコスト面を優先する着床式の発電設備ではない、他の方式の技術の検討も複数案提示して、調査と予測の中に組み入れてください。</p> <p>理由：高層ビル級の高さの、脅威を感じさせる先鋭な形態の建造物を、28基～41基も、僅か海岸から 1～2km の距離に設置する可能性が有る事業です。欧州の、遠浅の海域では、数十キロも離れた海域での、着床式が当たり前です。居住区域からは、少なくとも 15 キロメートル以上は離して設置しています。</p> <p>今年 1 月に欧州出身の方の意見として聞いたことが有ります。海外の人から見ると、その様な居住区域に近い処に、巨大な洋上風力発電機群を造ることはあり得ない話だと云う事です。</p> <p>海洋の景観と眺望の点から、このように近い処に、設置する事は、安心と快適性を求める住民の福祉の面からは、拒否したい場所での設置と考えます。ですから、安全な技術面と、環境への影響を重視して頂きたいです。</p>	<p>本事業は、海岸から概ね 2～5km の範囲に風力発電機を設置する予定としており、事業性の観点から着床式の風力発電機を設置する計画しております。風力発電機の設置位置については住宅等から隔離を確保した計画とし、現地調査、予測及び評価を実施し、景観を含め環境への影響を可能な限り回避又は極力低減いたします。</p>
36	<p>意見：環境影響評価のアセスメント項目から超低周波音が除外されたということで、調査していませんが、低周波音の影響も、主体的に調査して頂きたいです。</p> <p>低周波に関する評価項目も含めて、沿岸、殊に荒</p>	<p>超低周波音については、環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(平成 29 年)によると、風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られ</p>

	<p>川河口付近の両岸住民と、胎内市の沿岸の集落の住民等、海岸から10キロメートル範囲程度は、継続的な苦情調査を自治体とも協力して、追跡調査し、予測・評価を反復して欲しいです。</p> <p>少数でも稼働後に障害を疑う苦情が出た場合の、対応についての記載が不足しています。さらに苦情の対応は、発電稼働中は、責任をもって継続実施して頂きたいです。</p> <p>理由：西暦2000年頃から陸域での風力発電機群の増設により、低周波音による不快な影響が苦情として出ているという情報もあります。</p> <p>個人差があるとはいえ、因果関係が確認でき難いが、事業開始後に生じた事例もあると、各種報告・報道等でも知ることがあります。</p> <p>この計画は、かなり居住区域に近いので低周波の影響が出る不安が拭えない計画です。</p> <p>環境影響を出来る限り小さくするためといっても、因果関係が不明や不確実性の高い発現事象が否定できない場合として、予防原則の考えに従い、環境影響評価法は作られていると認識しています。その観点から、国際的に活躍する事業者の皆様の、企業の社会的責任の行使として、調査と対策の在り方を明示して頂きたいです。</p>	<p>ず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったとされています。また、令和2年8月31日の「発電所アセス省令」の改正に伴い「超低周波音」の項目が削除されたこと、本事業では風力発電機の設置予定ラインから最寄りの住宅等まで約2.0kmの離隔があり影響は極めて小さいと考えられることから、環境影響の評価項目としては選定しておりません。</p> <p>なお、風力発電機の稼働後に、本事業に起因する超低周波音の影響が認められた場合は、原因の特定に努め、必要な対策を検討・実行するなど誠意をもって対応いたします。</p>
37	<p>意見：風車の影について、32頁の表4.2-1(10)の8番の、調査地点は、予測地域内の住宅等、と記載されていますが、これに地点を追加してください。</p> <p>景観の事でもお伝えしましたが、夕陽が低い季節の日本海沿岸高速道路の幾つかの地点、JR東日本の羽越本線の胎内市内の加治駅から以北で荒川地区内、神林地区内迄の複数地点、国道345号線の（海岸道路）と呼ばれる沿岸道路の複数地点での、風車の影の調査を、追加することを提案します。</p> <p>移動中の事とは言え、運転中の視野を障害する懸念の有無を検証する必要があります。</p> <p>理由：これ迄、地元の交通上、これらの道路通行や、鉄道乗車に於いて、景観上の夕日の挿入が、眩しいなどの不快感や、景色の断続による不快を生じて、快適な交通にとり、気になる事があったからです。</p> <p>風車の影の回転が、交通の安全運転の妨げになるようでは困ります。また、観光の快適さを阻害しては困ります。その予防のために、調査地点の追加による検証は必須と考えます。</p>	<p>風車の影の影響の対象としては、環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校、病院等）及び住宅等を考えております。風車の影の交通への影響については国内及び諸外国において指針値等も設けられていないため調査の対象としておりませんが、今後とも最新の知見の収集に努めます。</p>
38	<p>意見：騒音の調査に関しての意見です。大きな音でなくても、複合する音響は耳障りなものです。その点からの調査が必要と考えます。振動や低周波の調査とも関連して来ますので、丁寧な調査として取り組んで頂きたいです。</p> <p>理由：事業想定区域の沿岸の、村上市、胎内市の海岸を有する居住地区は、通常は静かな地域です。大都市新潟市や新発田市などの市街地に比べることの出来ない、閑静な地域です。</p> <p>都会の騒音に慣れている方には、想像のつかない静けさのある処だと思えます。</p> <p>風車は複数であり、想定区域の風車の設置ラインからすると、複数の方向からの風を受けて稼働することが想像できます。</p> <p>そうなると、冬季の風力の強い時期は、海岸方向には、波の音と風の音と、風車の稼働に伴う騒音が、重なり合って、今でも激しい音に聞こえるの</p>	<p>風力発電施設の稼働による騒音については、風力発電機の設置予定ラインに最も近い住宅等において現地調査を実施し、予測及び評価を実施する予定としております。また、超低周波音については前述のとおり、環境への影響は極めて小さいものと考えております。風力発電施設の供用時の振動については、問題となる振動レベルではないことからアセスの参考項目としても選定されておらず、本事業でも環境への影響はないものと考えております。</p> <p>今後のアセスの手続きにおいて、現地調査、予測及び評価の結果を記載した準備書は縦覧を行い、住民の皆様へも情報を提示し、住民説明会を通して丁寧にご説明いたします。</p>

に、より大きな音になって響くのではないかと、という懸念が拭えません。海岸沿いの居住者には、風は当たり前の事として馴れているとしても、より大きな音に更にならされるという恐れがあるのではないかと心配です。

陸域の風力よりも強い風が多く吹くことで洋上を使いたいというわけですから、未経験の騒音が発生する可能性は否定できないと考えます。港湾内とも違います。広い海洋上の先鋭な構造物の回転とそれらの設置間隔が繰り広げる音響は、慎重な調査と予測が必要だと考えます。文献調査に頼らず、現地調査を天候や季節・時間帯毎に複数例で実施してください。海岸から7~8キロメートル程度離れている住宅街に居住している者としても、港湾を出入りする汽船の汽笛や、沿岸を走行する高速道路の騒音が、響いてくるような閑静な地域です。

騒音は、人間だけではなく、農畜産物の生育などにも影響が懸念されます。

そのような状況なので、内陸部の住民へもていねいな説明と情報の提示をお願いします。

表 2-1 (5) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書 5)

No.	意見の概要	事業者の見解
39	<p>意見：先の環境影響評価方法書説明会でのお話と、配布された資料からは、村上沖で心配される鮭や鮎等の回遊魚の生態への影響について、その調査が、具体的には示されていませんでした。</p> <p>その調査の具体的な方法を、地元の専門家と言える内水面漁業関係者とも、十分に情報交換をして、観察調査と予測研究をして行くことを求めます。そのための経費負担をすることも、明示して欲しいです。</p> <p>理由：説明会では、特別な魚種ではないということでしたが、この地域にとっては特別な物です。世界にも誇れる「種川の制」という歴史的文化的な背景があり、教育の場面でもその事を地域の誇りとして学び育つ子どものいる地域です。</p>	<p>サケ等の回遊魚への影響調査に関しては、今後地元の関係機関や専門家とも協議し、調査方法などを検討いたします。</p>
40	<p>意見：鮭等の回遊魚について、設置前だけではなく、工事中、発電開始後の、ケーブルや機体等は勿論、設備全体から生じる可能性が想定できる影響等を、追跡する調査方法が、明記される必要があります。</p> <p>現時点で出来る調査法と、将来的に可能な調査や回避の方法を明示してください。その上での準備書作成でないと、適切な影響評価とは言えないと思います。</p> <p>多数多様の方法で調査し、予測分析した上で、その影響を明示し、準備書を作成することを、確約して頂きたいです。</p> <p>理由：豊かな自然環境は、森と川と海の生態系が繋がりを持つことの証明です。</p> <p>村上市、関川村、胎内市の河川は、朝日山系・飯豊山系からの共通する流域です。その河川は日本海に流入します。地元の鮭に詳しい方によると、その汽水域は、回遊魚類にとり掛け替えのない場所になるそうです。その周辺の海域の、水温や振動、潮流・波長がどのように変化するかは、不明です。</p> <p>とにかくこの海域では、初めての大規模な建設や発電事業ですから、未然に防ぐ術も未知です。</p> <p>世界にモデルとなるような、鮭等の回遊魚への影響調査をして頂くことが、地元住民の信頼を大切にせる企業の責務と考えます。</p> <p>地元の自然環境の遺産とも言える鮭マスなどの、回遊魚等、内水面の生物が生み出す生態系保全と、地元の観光資源でもあるそれらを、保護するための、手厚い予測対応をする必要が、御社各位の企業理念に沿う事と信じます。</p>	<p>サケ等の回遊魚への影響調査に関しては、今後地元の関係機関や専門家とも協議し、調査方法などを検討いたします。また、環境影響評価においては、現地調査を実施後、その結果をもとに、専門家ヒアリングを踏まえて、予測・評価を行い、準備書を作成いたします。</p>
41	<p>意見：30年に及ぶ占用許可を得る事業です。住民にとっては世代をまたぐ住民の暮らしに関わる大事業です。</p> <p>地元住民は勿論、広く国民規模への、情報公開の時期や方法についても、明記する必要があります。また、その都度の意見募集計画の、明示が必要と考えます。</p> <p>もしも、予測と違う影響が発生した場合、そのことの、情報公開の時期と方法を明示することが、必要と考えます。</p> <p>理由：昨今、企業の事故事象の隠蔽等、情報公開</p>	<p>環境影響評価法に則り、今後のアセスの手続きにおいて、現地調査、予測及び評価の結果を記載した準備書の縦覧及び住民説明会を実施いたします。図書縦覧や住民説明会の時期や場所については新聞公告、事業者のウェブサイト、自治体の広報紙等で住民の皆様にお知らせいたします。また、事後調査については、今後、準備書以降の手續きにおいて、予測の不確実性の程度が大きい項目について環境保全措置を講じる場合等に実施することを検討いたします。事後調査を実施することになった場合は、その結果についても公表いたします。</p>

	<p>の不手際により、影響が増大するような事態もあります。この度の事業者各位には、そのような事は無いと信じています。しかし、30年に及ぶ、長期の大事業です。今後、管理担当者が移動する可能性もあるでしょうから、この対応を明示しておくことが、必要と考えます。</p> <p>海岸線が長く接する海の状況が、変化することは、その流域で暮らす人間の暮らしや、多くの生物にとり、様々な影響を与えます。迅速な事故公表と対応が求められます。その様な観点で、事業の影響を評価して頂きたいです。</p>	<p>風力発電施設の稼働後に、本事業に起因する問題が認められた場合は、原因の特定に努め、必要な対策を検討・実行するなど誠意をもって対応いたします。また、日常点検や定期点検により予防保全に努めますが、万が一の事故等が発生した場合は迅速な情報公開と対応に努めます。</p>
42	<p>意見：風力を発電に利用するということは、発電機で電力に変換されたエネルギーの分が、陸域への風力の変化として、どのくらい有るのか、或いは、無いのかも、検証してください。</p> <p>理由：夏季の高温の時期に、風車にエネルギーを取られた海風が、涼しくなって陸域に届くのでしょうか？それとも、風車の回転により通過した空気が温められて、夕方からの海風が、陸域には、弱い海風としてしか届かないようになるのか？心配です。</p> <p>海岸から7～8キロメートルと離れた居住区でも、その渡って来る海風の涼しさに心地良さを感じます。ですから、それが弱くなると、夜間の気温が下がり難しいことにならないか心配されます。夜間のエアコンの使用が増えては、温暖化対策に逆行です。</p> <p>また、海からの風は、農作物への影響や、畜産も含む熱中症の発症誘因を増やす懸念もあります。大都市圏とは異なり、木造低層の居住区が多いので、自然の風向や風力が、歴史的な知恵として、家屋の向きや構造に関与しています。その先住者の利害に関係する事柄です。慎重な現地調査をお願いします。</p>	<p>対象事業実施区域の面積に比べて風力発電施設の構造物の占める面積は小さく、また、風力発電施設は対象事業実施区域に点在することとなるため、風力発電施設によって取り込むエネルギーは自然の風のエネルギーの一部であり、陸域の住宅等における風への影響はないものと考えております。</p> <p>現時点では、洋上風力発電施設の稼働による陸域の住宅等への風の影響についての報告等は把握しておりませんが、今後も最新の知見の収集に努めます。また、風力発電施設の稼働後に陸域への風の変化による問題が発生し、本事業に起因する場合は、関係機関と協議の上、適切に対応いたします。</p>
43	<p>意見：歴史的な景観を重視している観光都市の村上市にとっては、街中は勿論、海岸沿いの集落も、これ迄の風の在り様から、積み重ねた工夫がされて、続いています。</p> <p>特に事業想定区域から近い、塩谷地区などは、発電機群からの風の流れと潮流、騒音、光害の影響を受けやすい処と考えます。そのあたりの現地調査と予測は必要です。</p>	<p>騒音については、方法書に記載のとおり、風力発電機の設置予定ラインに最も近い住宅等付近において調査を実施し、予測及び評価を実施する予定としております。</p> <p>潮流については、「着床式洋上風力発電の環境影響評価手法に関する基礎資料(最終版)」(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、2018年)によると、流向・流速の変化は風力発電機の近傍に限られることが示されています。このため海底の地形の変化や、それに伴う海水の流向や流速への影響は小さいと考えております。</p> <p>また、対象事業実施区域の面積に比べて風力発電施設の構造物の占める面積は小さく、また、風力発電施設は対象事業実施区域に点在することとなるため、風力発電施設の稼働による陸域の住宅等への風の影響はないものと考えております。風力発電施設には航空法に基づき航空障害等を設置いたしますが、風力発電施設は対象事業実施区域に点在することとなるため、これらによる光害の影響はないものと考えております。よって、風の流れ、潮流、光害については、現地調査及び予測等は必要ないものと考えております。</p>
44	<p>意見：図2に示される、海岸に沿った海底ケーブルの設置検討エリアは、県の保全エリアに相当すると判断します。この海域での海底ケーブルが設置できるという法的根拠を記載してください。</p>	<p>風力発電施設から陸域への海底ケーブル敷設については、関係機関と協議の上、新潟県ゾーニングマップの保全エリア等の指定の基となっている重要湿地や藻場等の位置を極力避けるよう海底ケーブル</p>

	<p>理由：事業想定区域を見ると、新潟県が策定している洋上風力発電のゾーニングマップと重複する範囲だと判断が出来ます。</p> <p>今後、県が有望な区域の選定を受けようとしている候補区域の、ゾーニングマップに示すエリア指定に対応させた場合、現時点では、保全エリアと、配慮・調整エリアが相当しています。</p> <p>そうなると、環境省の委託による策定された新潟県の洋上風力発電ゾーニングマップを、無視した行為のように捉えられます。そのような自治体や国の方向性に沿わない設置になるのではないのでしょうか。そこで、根拠法があるのならば、明記してください。</p>	<p>ルの設置位置を検討いたします。</p> <p>本事業においては、新潟県が環境省から受託した「風力発電に係るゾーニング実証事業」の結果を尊重し、環境保全等と事業を両立すべく新潟県と情報共有、意見交換等を実施いたします。そのうえで事業内容に反映するよう努めます。</p>
45	<p>意見：冬季の停電の解消に役立つ発電事業になるような、設備と系統連系の検討を、環境影響評価に組み入れて頂きたいです。</p> <p>地元の住民が、発送電される電力を、電力供給の非常時にも、優先的に受け取ることが出来るように、売電先の電力事業者と協働することを明示してください。</p> <p>生活環境への配慮として必要と考えます。</p> <p>理由：日本海のシベリア風は、冬季の夜に特に強いです。</p> <p>その時間帯に、発電が多くなり、余剰電力が生じても、蓄電や揚水発電がその場で出来る訳では無いので、それは無駄になります。と云う事は、発電を停止することになります。このような出力の抑制対応では無く、安定した発電が出来るような風力発電事業をして頂きたいです。</p> <p>村上市では、冬季、殊に、昨今の暴風雪の中での停電が発生し易いです。</p> <p>送電線の損傷によるとして、早期に修理することで対処できるようになっても、風力発電は巨大な機体を暴風の中に、ぐらつかせながら、発電もせずにいるだけ、と云う事では、巨大な設備を海岸から非常に近い場所に、複数建設する意義は、地元の住民には、安全と安心にとっては薄れます。</p> <p>むしろ、損壊により航路が阻害されたり、沿岸への埋没や流入により、沿岸住民が不安になるような事態さえ、想像させ、不安な状況を覚えさせることになります。住民の安心できる暮しに貢献できません。</p> <p>さらに、もしも、送電線が改良されて、風雪害が生じにくい状況が確保されても、その時に風力発電機が停止しているのでは、発電の貢献にはなりません。</p> <p>もしも、この事業が実現可能性を高めた場合に、対象海域の周辺に居住する住民が、これまで以上の恩恵を受けるような事業にすることを前提に、事業における環境影響を評価して頂きたいです。</p>	<p>本事業は、発電した電力を送配電会社が買い取ることを前提とした事業ですので、非常時に地元へ電力を優先的に供給する仕組みはありません。風力エネルギーの地産地消に関しては風力エネルギー業界全体における今後の検討課題であると考えております。</p>
46	<p>意見：昨今の気象状況からは、暴風雪が増大したり、台風の暴風も増大しています。</p> <p>こうした際に、風車は停止しますが、その時に想定される発電設備の損壊の予測は、どの程度の風力や風向の影響を受けるか、検証が必要です。その事を明記してください。</p> <p>また、風車間の間隔の想定の可能性を、複数想定で、図示してください。</p> <p>風車の基礎部分含めて、さらには事業想定区域の周辺海域の風流と潮流が、どのように変化するの</p>	<p>風力発電施設の強風時や海中における安全性については、今後事業計画を進める中で、関係機関にて審査を受け、安全性に十分留意して設計・施工を行います。万が一事故が発生した場合には、速やかに関係機関へ連絡し、適切な対応をいたします。</p> <p>風力発電機の設置位置や間隔については、今後、事業計画を進める中で検討し、準備書段階でお示しいたします。</p> <p>対象事業実施区域の面積に比べて風力発電施設の構造物の占める面積は小さく、また、風力発電施設</p>

	<p>かが、データとして、実測値で示されることが、必要と考えます。</p> <p>さらに、異常気象の頻度を勘案して、年間を通しての風況状況と前述の様な風の流れ、潮の流れの変動の、観察が必要と考えます。</p> <p>それらの現地調査は、長期に必要と考えます。頻度、時期、期間を明示してください。</p> <p>理由：想定外を最小限にすることが、安全で、経済性も高い事業にするために重要でしょう。安定した平均風速が得にくい、変動の大きい冬季のシベリア風と言われる日本海からの風です。冬季に調査する場合は、期間を長くとり、また、季節の変わり目の気象の不安定な時期も調査してみないと、昨今は、変化の幅が、年毎に増大している感じがしています。</p> <p>周辺の住民や生物の生態系の激変や、産業等への、二次的災害を防ぐために必要な対応の予測が必要です。</p> <p>また、それは事業性にも影響が出ると思われれます。</p>	<p>は対象事業実施区域に点在することになるため、風力発電施設の稼働による陸域の住宅等への風の影響はないものと考えております。潮流については、「着床式洋上風力発電の環境影響評価手法に関する基礎資料（最終版）」（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、2018年）によると、流向・流速の変化は風力発電機の近傍に限られることが示されています。このため海底の地形の変化や、それに伴う海水の流向や流速への影響は小さいと考えております。よって、風の流れや潮流について現地調査や検証の必要はないものと考えております。</p>
47	<p>意見：温暖化現象によるらしい海水温の上昇がさらに促進されないか心配です。</p> <p>風車の設置により、コンクリートの支柱が、猛暑の時期に加熱され、それが放熱されて、海水温を温める事も想定した調査が必要と考えます。そのような実証調査のデータを明示して、さらに対象海域での予測をした根拠を明示してください。もしも発電事業が開始された場合の事後追求調査の頻度と時期、期間、方法等を具体的に明示しておいてください。そして、それらについて、工事期間中と稼働後の、現地調査を求めます。</p>	<p>対象事業実施区域の面積に比べて風力発電施設の構造物の占める面積は小さく、また、風力発電施設は対象事業実施区域に点在することになるため、風力発電機の支柱が日射で加熱されることによる海水温の上昇による環境への影響は小さいと考えられます。このため海水温の上昇に関して現地調査を行う必要はないものと考えております。</p>
48	<p>意見：事業想定区域周辺の海域の、水温や、水質、振動、潮流・波長、海底状況の変化がどのようなのか、調査予測と、事後の調査を、関係機関の協力を得て、実施してください。</p> <p>理由：事業想定区域の周辺は、県のゾーニングマップ検討に於いて、保全エリアの設定の資料の中で、許可漁業がおこなわれている場合があるため、関係漁業協同組合等への確認が必要としている海域です。</p> <p>その点からも、環境影響の評価としては、影響の有無を知り知らせることが必要です。その調査をすることは、一般海域の一部を使用する事業者として、環境保全優先を謳う企業の社会的責任とも考えます。</p>	<p>対象事業実施区域及びその周囲の水質（水の濁り）及び底質については、方法書に記載のとおり調査、予測及び評価を実施いたします。</p> <p>振動については風力発電機の設置予定ラインから住宅等まで1km以上離隔が確保され、影響はないものと考えられるため評価項目として選定しておりません。</p> <p>水温については前述のとおり、本事業による海水温への環境影響は小さいものと考えられ、また、本事業による潮流及び波の変化は風力発電施設の構造物の周辺に限定され、環境への影響は小さいと考えられるため、これらを評価項目として選定しておりません。</p> <p>また、事後調査については、今後、準備書以降の手続きにおいて、予測の不確実性の程度が大きい項目について環境保全措置を講じる場合等に実施することを検討いたします。</p>
49	<p>意見：この事業計画には、その規模が大きいことに対して、賛同は致しません。原子力発電は反対です。そして、自然エネルギーを利用する発電には、賛同します。</p> <p>しかし、このような大規模な発電事業から、新潟県民として、直接的に利する事があるとは思えません。強いて云えば、県内に本社機能がある本間組の利益が、地元還元されるのかもしれませんが、村上市民の一人としては、殆ど有益な生活影響はないと感じています。</p> <p>寧ろ、巨大な発電設備のために、電気料金の再エネ賦課金が増大するのではという負担感の方が先立ちます。</p>	<p>今後、準備書以降の手続きにおいて、現地調査を実施し、環境への影響について予測及び評価を実施し、自然環境等への影響を可能な限り回避又は極力低減した事業計画を検討いたします。</p> <p>本事業を通して雇用の創出や地元産業の発展により、地域へ貢献できるものと考えておりますが、この他、今後、地元の皆様のご意見も伺いながら検討いたします。</p>

	<p>そのうえ、当地の豊かな自然環境に、未知の影響を及ぼす可能性が有る状況での事業です。</p> <p>住民としては、山川海の揃う、豊かな自然環境の維持保全が、健康的で安心できる暮らしに通じていると喜んでいますが、ふるさとの納税の使途希望にも、自然環境の保全に関する事が多く求められているような、この地域の沿岸の事業です。海岸線が長いことから得る自然の恵みが様々あります。</p> <p>県内外からの観光客がコロナ禍を例外としては、有り、移住者も徐々に増えていく気配が生じています。</p> <p>そうした生活環境の中で、この事業は、送電先が日本海側の地元とも限らない状況の内容ですから、当地域にとっては、直接の恩恵は殆ど無いと考えています。</p>	
50	<p>意見：縦覧方法について、意見が有ります。</p> <p>この度の縦覧も、配慮書の時と同じように、インターネットでの事業者のホームページを閲覧か、対象地域の県振興局や市役所に出かけないと閲覧ができません。日曜・祝日以外は勤務中の人や、自由な移動手段が無い人や、インターネット環境を利用できない状況の住民にとっては、閲覧が困難です。加えて、市町村広報紙に小さく掲載されているだけでは、日頃から余程関心のある人以外は、縦覧の事さえ知らないまま経過する可能性が大きく、住民の意見を聴く気が、本当は無いのでは？とさえ思えてしまい、哀しいです。</p> <p>説明会もありましたが、地域の気候と交通の状況を見逃していました。暴風警報が発表され、市の防災無線での外出控えるようにと勧奨している日の夜に、開催するという事に変更もなく実施したことには、驚きさえ覚えました。その結果、村上市での会場には僅かに十人程の来場でした。</p> <p>村上市だけでも5万人以上の有権者のいる地域です。その住民に、どうしたら、この事業を周知出来るかを、努力して頂きたいです。</p> <p>今後も国の公募に応じていく予定なのであれば、尚の事でしょう。</p> <p>一般海域は、国民の財産です。その海域を国の許可も得ていない段階での、事業計画ですから、所有の権利を有する国民に対して、十分な説明がなされる必要があると考えます。</p> <p>該当する区域で事業をするにあたり固定資産税等を納めるということは、その海底の土地を使わせてもらう訳です。県も市も、事業者の方が勝手に進めている、と住民からの質問に答えています。広く住民に、丁寧に、説明することが当然の事と思います。</p> <p>そうした観点からすると、この縦覧に対する意見提出や説明会参加者からの意見は、貴重なものです。大切に検討して頂きたいです。</p> <p>国内外で活躍する事業者の皆様ですので、国際的にも自慢の出来るような環境アセスメントの手続きを進めて頂きたいです。</p>	<p>縦覧場所については、関係機関と協議の上、村上市内に6か所、胎内市内に1か所、新発田市に2か所、聖籠町に1か所の計10か所に設置しております。</p> <p>また、縦覧期間中は、事業者のウェブサイトにおいても常時閲覧できるようにしております。</p> <p>縦覧の公告については、環境影響評価法に基づき、新潟日報及び読売新聞新潟版に掲載いたしました。</p> <p>また、村上市、胎内市、新発田市及び聖籠町の広報紙にも方法書の縦覧及び住民説明会等について掲載しておりますが、掲載の内容については自治体と協議の上、掲載させていただきました。</p> <p>村上市で住民説明会を行った1月29日は、佐渡市において暴風雪警報が発表されておりましたが、村上市では風雪注意報が発表されておりました。当日は、道路交通においても大きな支障はなかったことから、住民説明会の開催は可能と判断し、当初の予定通り開催いたしました。</p> <p>住民説明会や意見書にていただいたご意見につきましては、今後の事業計画の検討を進める上で参考とさせていただきます。</p>

表 2-1 (6) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書 6)

No.	意見の概要	事業者の見解
51	<p>意見：現地調査は、どの項目にも必要だと考えます。</p> <p>また、地元の専門家と言えるような市民研究者もいます。そうした方々の意見もヒアリングして反映してください。</p> <p>さらに、現地調査の場合、その地点と期間、頻度は、一定の幅を想定して、滞在型で実施することを提案します。自然環境の豊かなこの地域はその分多様な生態がみられます。その点からも、単発的な調査ではない継続した滞在型の調査をしっかりと状況を掴み予測・評価してください。</p>	<p>環境影響評価の項目として選定した項目については、準備書以降の手続きにおいて方法書に記載のとおり、現地調査を実施いたします。</p> <p>また、方法書では地元の状況に詳しい動植物の専門家等にヒアリングを行い、そのご意見も反映するように努めました。</p> <p>また、環境影響評価項目の現地調査の時期や期間、頻度については、国の基準やマニュアル等に準拠し、専門家からの意見等も踏まえて設定しており、調査項目によっては複数日の調査期間を設定しているものもあります。</p>

表 2-1 (7) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書 7)

No.	意見の概要	事業者の見解
52	<p>住民への説明が不十分です。</p> <p>利害関係者は誰を指すのか？</p> <p>関川村、粟島も含めてほしい。</p> <p>日本海側をそっくり荒らしてしまうことは、動物（鳥、魚）環境を荒らしてしまう。</p> <p>真の文明は、山をやぶらず人を殺さずと田中正造のことばを思い出す。</p>	<p>住民の皆様への説明については、村上市、新発田市及び胎内市で説明会を開催しております。また、今後の準備書段階においても、説明会を開催する予定です。本事業の利害関係者について特定することは困難と考えておりますが、環境影響評価の手続きにおいて関係する地域の自治体は、村上市、胎内市、新発田市及び聖籠町としております。また、これらに関わらず、意見書等を通して広く住民の皆様のご意見をお伺いすることとしております。</p> <p>関川村及び粟島については、本事業の対象事業実施区域から離れており、本事業による環境影響を受けるおそれが小さいと考えられるため住民説明会等の開催場所として設定はしておりませんが、必要に応じて情報提供を行います。</p> <p>また、今後、準備書以降の手続きにおいて、現地調査を実施し、動物を含む自然環境への影響について予測及び評価を実施し、可能な限り影響を回避又は極力低減した事業計画を検討いたします。</p>

表 2-1 (8) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書 8)

No.	意見の概要	事業者の見解
53	<p>村上で長年、鮭製品の加工販売の会社を営み、村上の鮭の食文化を公私で継承している者です。鮭への影響を心配してきました。</p> <p>風力発電機の設置エリアが三面川周辺より岩船沖まで遠ざけられたことは、村上 1000 年の鮭文化を失わないためにも、しかるべき向き方向の判断だと思いましたが、それでも 100% 悪影響がないとは言えないことです。</p> <p>よって下記の 3 点をお願い申し上げます。</p> <p>①鮭への生態系に影響がないか更に詳しく調査を行い、市民に結果を報告する。(設置場所が離れたとはいえ悪影響がないかまだまだ未知数であるため。)</p> <p>②施工業者がこの現在のエリアを侵害し、三面川方向に計画を変更することが不可能にする。</p> <p>③設置エリアは沖 5km に極力遠ざけるようにする。</p>	<p>①サケへの影響調査に関しては、今後地元の関係機関や専門家とも協議し、調査方法などを検討いたします。調査結果の報告については、住民の皆様へのお知らせ方法を含め検討いたします。</p> <p>②本事業では、現在の対象事業実施区域を三面川付近に変更する予定はありません。</p> <p>③風力発電機の設置位置は、現時点では確定しておりませんが、方法書に記載のとおり、対象事業実施の風力発電機の設置予定ライン付近に設置する予定としております。なお、魚類を含む海域の動物については、調査、予測及び評価を実施し、可能な限り影響を回避又は極力低減した事業計画を検討いたします。</p>

○日刊新聞紙における公告

読売新聞 (令和3年1月15日(金))

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)新潟北部沖洋上風力発電事業
環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 大成建設株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 相川 善郎
事務所の所在地 東京都新宿区西新宿一丁目二五番一号
株式会社本間組
代表取締役社長 本間 達郎
事務所の所在地 新潟市中央区西湊町通三ノ町三三〇〇番地三
代表者の氏名 コスモエコパワー株式会社
代表取締役社長 野地 雅禎
事務所の所在地 東京都品川区大崎一丁目六番一号
代表者の氏名 東京都市川区大崎一丁目六番一号
代表取締役社長 野地 雅禎
事務所の所在地 (仮称)新潟北部沖洋上風力発電事業
二、対象事業の名称 種類 風力発電所設置事業(洋上)
規模 発電設備出力 最大五十万キロワット
三、対象事業実施区域 新潟県村上市及び胎内市の沿岸域及び沖合
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
新潟県村上市、胎内市、新発田市、聖籠町
五、縦覧の場所・時間
村上地域振興局、新発田地域振興局、村上市役所(環境課)、村上市支所(荒川支所、神林支所、朝日支所、山北支所)、胎内市役所(市民生活課、新発田市役所(環境衛生課)、聖籠町役場一階縦覧場所※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
https://www.taisei.co.jp/about_us/wm/2021/210114_5031.html
電子縦覧
https://www.hommagumi.co.jp/news/6234/
https://cosmo.eco-power.co.jp/assess.html
期間 令和三年一月十五日(金)から
令和三年一月十五日(月)まで
令和三年一月十五日(月)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、意見、意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます。意見書箱に投函ください。か、令和三年三月一日(月)までに問い合せ先へ郵送ください。(当日消印有効)※電話によるご意見はお受けできません。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時
村上市教育情報センター(村上市田端町四番二五号)
令和三年一月二十九日(金) 十八時から十九時三十分まで
胎内市産業文化会館(胎内市新和町二番五号)
令和三年一月三十日(土) 十時から十一時三十分まで
新発田市健康長寿アクティブ交流センターあおり館(屋内広場)
(新発田市中央町三丁目十三番三三三)
令和三年一月三十日(土) 十四時三十分から十六時まで

八、問い合わせ先 大成建設株式会社 エネルギーマ本部 再生可能
エネルギーマ部 プロジェクト推進室 〒一六三〇六〇六 東京都
新宿区西新宿一丁目二五番一号 電話〇三(五三三八)五二〇八

九、その他 新型コロナウイルス感染症の状況によっては住民説明会等の予定を変更することがあります。その場合は事業者ホームページにてお知らせいたします。

新潟日報 (令和3年1月15日(金))

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)新潟北部沖洋上風力発電事業
環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 大成建設株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 相川 善郎
事務所の所在地 東京都新宿区西新宿一丁目二五番一号
株式会社本間組
代表取締役社長 本間 達郎
事務所の所在地 新潟市中央区西湊町通三ノ町三三〇〇番地三
代表者の氏名 コスモエコパワー株式会社
代表取締役社長 野地 雅禎
事務所の所在地 東京都品川区大崎一丁目六番一号
代表者の氏名 東京都市川区大崎一丁目六番一号
代表取締役社長 野地 雅禎
事務所の所在地 (仮称)新潟北部沖洋上風力発電事業
二、対象事業の名称 種類 風力発電所設置事業(洋上)
規模 発電設備出力 最大五十万キロワット
三、対象事業実施区域 新潟県村上市及び胎内市の沿岸域及び沖合
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
新潟県村上市、胎内市、新発田市、聖籠町
五、縦覧の場所・時間
村上地域振興局、新発田地域振興局、村上市役所(環境課)、村上市支所(荒川支所、神林支所、朝日支所、山北支所)、胎内市役所(市民生活課、新発田市役所(環境衛生課)、聖籠町役場一階縦覧場所※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
https://www.taisei.co.jp/about_us/wm/2021/210114_5031.html
電子縦覧
https://www.hommagumi.co.jp/news/6234/
https://cosmo.eco-power.co.jp/assess.html
期間 令和三年一月十五日(金)から
令和三年一月十五日(月)まで
令和三年一月十五日(月)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、意見、意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます。意見書箱に投函ください。か、令和三年三月一日(月)までに問い合せ先へ郵送ください。(当日消印有効)※電話によるご意見はお受けできません。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時
村上市教育情報センター(村上市田端町四番二五号)
令和三年一月二十九日(金) 十八時から十九時三十分まで
胎内市産業文化会館(胎内市新和町二番五号)
令和三年一月三十日(土) 十時から十一時三十分まで
新発田市健康長寿アクティブ交流センターあおり館(屋内広場)
(新発田市中央町三丁目十三番三三三)
令和三年一月三十日(土) 十四時三十分から十六時まで

八、問い合わせ先 大成建設株式会社 エネルギーマ本部 再生可能
エネルギーマ部 プロジェクト推進室 〒一六三〇六〇六 東京都
新宿区西新宿一丁目二五番一号 電話〇三(五三三八)五二〇八

九、その他 新型コロナウイルス感染症の状況によっては住民説明会等の予定を変更することがあります。その場合は事業者ホームページにてお知らせいたします。

○市報・広報による「お知らせ」

市報むらかみ（お知らせ版）（令和3年1月15日）

（仮称）新潟北部沖洋上風力発電事業環境影響 評価方法書の縦覧および説明会を行います		
事業者名	大成建設(株)、(株)本間組、コスモエ コパワー(株)	
対象区域	村上市・胎内市の沿岸域および沖合	
縦覧期間	1月15日(金)～2月15日(月)	
縦覧場所	環境課環境政策室および各支所地 域振興課市民生活室、村上地域振 興局など	
その他	意見書の提出方法など詳しくは、 各事業者のホームページをご覧に なるかお問い合わせください。	
説明会	とき	1月29日(金) 午後6時～7時30分
	ところ	教育情報センター視聴覚ホール
	その他	申し込みは不要です。直接会場へ お越しください。
問い合わせ	大成建設(株)エネルギー本部再生可 能エネルギー部プロジェクト推進 室 (☎03-5381-5208)	

市報たいたない（令和3年1月合併号）

**環境影響評価方法書の
縦覧および説明会**

環境影響評価法に基づき、
（仮称）新潟北部沖洋上風力発
電事業環境影響評価方法書の
縦覧と説明会が行われます。

☎事業者名：大成建設(株)、(株)本
間組、コスモエコパワー(株)
事業者名：（仮称）新潟北部沖洋
上風力発電事業

対象区域：村上市および胎内市
の沿岸域および沖合

▼縦覧について
縦覧期間：1月15日(金)～2月
15日(月)

縦覧場所：胎内市役所市民生
活課、新潟県（村上地域振興局、
新発田地域振興局）

※土・日・祝日を除く開庁時
方法書の内容に対する意見、
質問は、住所、氏名、内容を記
載の上、縦覧場所に設置の意見
書箱へ投函くださるか、3月1
日(月)（当日消印有効）までに問
い合わせ先へ郵送で提出してく
ださい。

※電話によるご意見はお受けで
きません。

▼説明会について
申し込みは不要ですが、来場
者が多数の場合には入場制限が
あります。

時1月30日(日)午前10時～11時30分
所産業文化会館2階会議室

〒163-0606 東

京都新宿区西新宿1-25-1
大成建設(株)エネルギー本部再
生可能エネルギー部プロジェクト
推進室

広報しばた（令和3年1月7日）

（仮称）新潟北部沖洋上風力発電事業に関するお知らせ

環境衛生課生活環境係（☎28-9120）

【環境影響評価方法書の縦覧】
縦覧期間 1月15日（金）～2月15日（日）

縦覧場所 環境衛生課（ヨリネスしばた1階）、泉新発田地域振興局（豊町3）

【他】方法書についてご意見やご質問がある場合は、3月1日（日）（当日消印有効）までに、意見書に必要事項を記入の上、各縦覧場所にある意見書

箱へ入れるか、郵送（〒163-0606 東京都新宿区西新宿1-25-1 大成建設㈱エネルギー本部再生可能エネルギー部プロジェクト推進室）で提出してください。意見書は各縦覧場所にあります

【住民説明会】

日 1月30日（土）午後2時30分～4時

所 健康長寿アクティブ交流センター あり館

内 同事業の事業者（大成建設㈱、㈱本間組、コスモエコーパワー㈱）による説明会です

広報せいらう（令和3年1月号）

洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧および事業説明会の開催

【縦覧場所】

聖籠町役場（1階縦覧場所）

※土・日・祝日を除く開庁時

【縦覧期間】

令和3年1月15日（金）

～2月15日（月）

方法書の内容に対するご意見、ご質問は、住所、氏名、内容を記載の上、縦覧場所に設置の意見書箱へ投函くださるか、郵送先へ、令和3年3月1日（月）（当日消印有効）までに郵送でご提出ください。

※電話によるご意見はお受けできません。ご了承ください。

【説明会場所】

新発田市健康長寿アクティブ交流センター（新発田市中心町3-13-3）

【説明会日時】

令和3年1月30日（土）

午後2時30分～4時

※事業名（仮称）新潟北部沖洋上風力発電事業／事業者名 大成建設㈱、㈱本間組、コスモエコーパワー㈱／事業区域 村上市および胎内市の沿岸域 および沖合

【郵送先】 〒163-0606

東京都新宿区西新宿1-25-1 大成建設㈱ エネルギー本部 再生可能エネルギー部 プロジェクト推進室

○インターネットによる「お知らせ」

(大成建設株式会社のウェブサイト)

2021/1/14

(仮称)新潟北部沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書縦覧のお知らせ | 2020年度 | 大成建設株式会社



サービス・ソリューション 実績紹介

お問い合わせ サイトマップ English

企業情報

大成建設について

株主・投資家情報

CSR

採用情報

ホーム / 企業情報 / What's New / 2020年度 / (仮称)新潟北部沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書縦覧のお知らせ

(仮称)新潟北部沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書縦覧のお知らせ

2021年1月14日
大成建設株式会社

大成建設株式会社(社長:相川善郎)、株式会社本間組(社長:本間達郎)及びコスモエコパワー株式会社(社長:野地雅禎)は、令和3年1月14日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき「(仮称)新潟北部沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を経済産業大臣に届出しました。

方法書及び要約書を、環境影響評価法に基づき縦覧します。

1. (仮称)新潟北部沖洋上風力発電事業

事業者	大成建設株式会社、株式会社本間組、コスモエコパワー株式会社
事業名	(仮称)新潟北部沖洋上風力発電事業
事業実施区域	村上市及び胎内市の沿岸域及び沖合

2. 方法書の縦覧

縦覧場所	村上地域振興局、新発田地域振興局、村上市役所(環境課)、村上市支所(荒川支所、神林支所、朝日支所、山北支所)、胎内市役所(市民生活課)、新発田市役所(環境衛生課)、聖籠町役場(1階縦覧場所)
縦覧時間	※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
縦覧期間	令和3年1月15日(金)～2月15日(月)

3. 方法書の電子縦覧

方法書及び要約書は縦覧期間中、以下のリンクから閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。
※方法書及び要約書につきましては、ブラウザはInternet Explorer、またAdobe Acrobat製品(正規品)によりweb上で閲覧可能となっておりますので、ご注意ください。

- ▶ 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地(183KB)
- ▶ 第2章 対象事業の目的及び内容(1.20MB)
- ▶ 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況(18.0MB)
- ▶ 第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果(4.57MB)
- ▶ 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解(574KB)
- ▶ 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(4.04MB)
- ▶ 第7章 その他環境省令で定める事項(3.85MB)
- ▶ 第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地(52.1KB)
- ▶ 要約書(5.80MB)

4. 意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項を記入のうえ、縦覧場所に設置の意見書箱へ御投函下さるか、お問い合わせ先へ、令和3年3月1日(月)(消印有効)までに郵送でご提出下さい。
(電話によるご意見の受付はできません。ご了承下さい。)

▶ 意見書用紙 (75.7MB)

5.住民説明会の開催

村上市教育情報センター (村上市田端町4番25号)	令和3年1月29日 (金) 18時から19時30分まで
胎内市産業文化会館 (胎内市新和町2番5号)	令和3年1月30日 (土) 10時から11時30分まで
新発田市健康長寿アクティブ交流センターあおり館 (屋内広場) (新発田市中 央町3丁目13番3号)	令和3年1月30日 (土) 14時30分から16時まで

新型コロナウイルス感染症の状況によっては住民説明会等の予定を変更することがあります。
その場合は事業者ホームページにてお知らせいたします。

お問い合わせ先

〒163-0606 東京都新宿区西新宿1-25-1
大成建設株式会社 エネルギー本部 再生可能エネルギー部 プロジェクト推進室



▶ Adobe Acrobat Reader のダウンロード

PDFファイルをご覧になるには、アドビシステムズ社が配布しているAdobe Acrobat Reader (無償) が必要です。同ソフトウェアをインストールすることで、PDFファイルの閲覧・印刷などが可能になります。Adobe、Adobeロゴ、およびAdobe Acrobat Readerは、Adobe Systems Incorporated (アドビシステムズ社) の米国ならびに他の国における商標または登録商標です。

▶ 一覧へ戻る

○インターネットによる「お知らせ」

(株式会社本間組のウェブサイト)

2021/1/14

(仮称) 新潟北部沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書縦覧のお知らせ | ニュース | 株式会社本間組


[HONMA STORY](#)
[技術情報](#)
[施工実績](#)
[企業情報](#)
[採用情報](#)
[ニュース](#)
[お問い合わせ](#)

(仮称) 新潟北部沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書縦覧のお知らせ

2021年01月14日

株式会社本間組（社長：本間達郎）・大成建設株式会社（社長：相川善郎）・コスモエコパワー株式会社（社長：野地雅純）は、令和3年1月14日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき「(仮称) 新潟北部沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」（以下、「方法書」）及びこれを要約した書類（以下、「要約書」）を経済産業大臣に届け出ましたので、お知らせいたします。下記のURLからご確認ください。

https://www.taisei.co.jp/about_us/wn/2021/210114_5031.html

[一覧へ戻る](#)

[ホーム](#) > [ニュース](#) > [\(仮称\) 新潟北部沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書縦覧のお知らせ](#)

株式会社本間組 創ります。人と自然と文明の共存を。

[HONMA STORY](#)
[技術情報](#)
[施工実績](#)
[企業情報](#)
[採用情報](#)
[ニュース](#)
[お問い合わせ](#)
[電力会社の皆様へ](#)
[技術資料ダウンロード](#)
[プライバシーポリシー](#)
[サイトマップ](#)

© HONMA Corporation

○インターネットによる「お知らせ」

(コスモエコパワー株式会社のウェブサイト)

2021/1/14

「(仮称)新潟北部沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」縦覧のお知らせ | お知らせ | コスモエコパワー株式会社



コスモエコパワー株式会社

事業内 企業情 発電所情 知る・楽し お知らせ お問い合わせ 採用情
容 報 報 む せ せ 報

JP

EN

お知らせ

[ホーム](#) > [お知らせ](#) > お知らせ詳細

「(仮称)新潟北部沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」縦覧のお知らせ

2021.01.14

2021年1月14日

コスモエコパワー株式会社(社長:野地雅禎)、大成建設株式会社(社長:相川善郎)、株式会社本間組(社長:本間達郎)は、令和3年1月14日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき「(仮称)新潟北部沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を経済産業大臣に届け出ましたので、お知らせいたします。下記のURLからご確認ください。

https://www.taisei.co.jp/about_us/wn/2021/210114_5031.html

[← お知らせ一覧に戻る](#)

○インターネットによる「お知らせ」

(新潟県のウェブサイト)

2021/1/22

(仮称) 新潟北部沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価手続き経緯 - 新潟県ホームページ



(仮称) 新潟北部沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価手続き経緯

ページ番号 : 0181103 更新日 : 2021年1月18日更新

事業概要

事業の名称	(仮称) 新潟北部沖洋上風力発電事業
事業者	大成建設株式会社、株式会社本間組、コスモエコパワー株式会社
事業の種類	風力発電所の設置
事業の規模	最大400,000kW
事業実施想定区域	新潟県村上市及び胎内市の沿岸及び沖合

配慮書手続き

配慮書送付	令和元年6月3日
公告・縦覧	<p>公告日 令和元年6月3日(月曜日)</p> <p>縦覧期間・縦覧時間 令和元年6月4日(火曜日)～7月3日(水曜日) 土日祝日を除く開庁時</p> <p>縦覧場所</p> <ul style="list-style-type: none"> □村上市地域振興局 (村上市田端町6-25) □新発田地域振興局 (新発田市豊町3-3-2) □村上市役所環境課 (村上市三之町1-1) <ul style="list-style-type: none"> 荒川支所 (村上市山口444) 神林支所 (村上市岩船駅前56) 朝日支所 (村上市岩沢5611) 山北支所 (村上市府屋232) □胎内市役所市民生活課 (胎内市新和町2-10) □新発田市役所環境衛生課 (新発田市中央町3-3-3 ヨリネスしばた1階) □聖籠町役場生活環境課 (聖籠町大字諏訪山1635-4)
配慮書ウェブサイト	https://www.taisei.co.jp/about_us/wn/2019/190603_4647.html
審査会の答申	令和元年7月23日
知事意見	令和元年7月30日

[配慮書知照風景](#)

方法書手続き

方法書送付	令和3年1月14日(木曜日)
-------	----------------

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyokikaku/1356919951898.html>

- 更新のお知らせ
- [新型コロナウイルス感染症 新着情報・まとめ](#)
 - [新型コロナウイルス感染症 各種情報の目次](#)
 - [雪に関する被害や事故が発生しています。十分に注意してください。](#)
 - [このページを見ている人はこんなページも見ています](#)
 - [環境影響評価事例](#)
 - [\(仮称\) 胎内第二風力発電事業に係る環境影響評価手続き経緯](#)
 - [県内の発生状況](#)
 - [環境影響評価について](#)
 - [\(仮称\) 西山風力発電事業に係る環境影響評価手続き経緯](#)

見つからないときは

新型コロナウイルス感染症

雪報 発令中

感染防止対策を徹底

冬の注意喚起情報

雪への警戒万全に

雪おろシグナル

新型コロナウイルスお知らせシステム

“もしも”に備える「新しい生活様式」

新潟県 防災ナビ

公告・縦覧	<p>公告日 令和3年1月15日(金曜日)</p> <p>縦覧期間・縦覧時間 令和3年1月15日(金曜日)～2月15日(月曜日) 土日祝日を除く開庁時</p> <p>縦覧場所 □村上地域振興局(村上市田端町6-25) □新発田地域振興局(新発田市豊町3-3-2) □村上市役所環境課(村上市三之町1-1) 荒川支所(村上市山口444) 神林支所(村上市岩船駅前56) 朝日支所(村上市岩沢5611) 山北支所(村上市府屋232) □胎内市役所市民生活課(胎内市新和町2-10) □新発田市役所環境衛生課(新発田市中央町3-3-3 ヨリネスしばた1階) □聖籠町役場(聖籠町大字諏訪山1635-4)</p>
方法書説明会	<p>□村上市教育情報センター(村上市田端町4-25) 令和3年1月29日(金曜日) 18時から19時30分まで</p> <p>□胎内市産業文化会館(胎内市新和町2-5) 令和3年1月30日(土曜日) 10時から11時30分まで</p> <p>□新発田市健康長寿アクティブ交流センターあおり館(屋内広場)(新発田市中央町3-13-3) 令和3年1月30日(土曜日) 14時30分から16時まで</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の状況によっては住民説明会等の予定を変更することがあります。その場合は事業者ホームページにてお知らせします。</p>
方法書ウェブサイト	<p>□大成建設株式会社ホームページ https://www.taisei.co.jp/about_us/wn/2021/210114_5031.html <外部リンク></p> <p>□株式会社本間組ホームページ https://www.honmagumi.co.jp/news/6234/ <外部リンク></p> <p>□コスモエコパワー株式会社ホームページ https://cosmo.eco-power.co.jp/news/detail.html?nid=524 <外部リンク></p>
意見の概要送付	年 月 日
審査会の答申	年 月 日
知事意見	年 月 日

準備書手続き

準備書送付	年 月 日
公告・縦覧	<p>公告日 年 月 日 ()</p> <p>縦覧期間 年 月 日 () ～平成 年 月 日 ()</p> <p>縦覧時間 時から 時まで</p> <p>縦覧場所</p>
準備書説明会	年 月 日 () 時から 時まで
準備書ウェブサイト	
意見の概要送付	年 月 日
公聴会開催	
審査会の答申	年 月 日
知事意見	年 月 日

評価書手続き

評価書送付	年 月 日
公告・縦覧	公告日 年 月 日
	縦覧期間 年 月 日 () ~平成 年 月 日 ()
	縦覧時間 時 ~ 時
	縦覧場所
工事着手	年 月 日
工事完了	年 月 日

- [環境影響評価について](#)
- [環境影響評価手続きの流れ](#)
- [新潟県環境影響評価条例の対象事業](#)
- [環境影響評価事例](#)
- [新潟県環境影響評価審査会](#)



<外部リンク> ◇このページに関するお問い合わせは 環境企画課企画調整係
〒 950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
電話： 025-280-5149 ファクシミリ： 025-280-5166
電子メール： ngt030150@pref.niigata.lg.jp
[このページに関するお問い合わせは<外部リンク>](#)



新潟県庁 法人番号 5000020150002

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
電話番号：025-285-5511 (代表)
8時30分から17時15分まで、土日・祝日・年末年始を除く

[県庁へのアクセス](#) [県庁舎のご案内](#) [直通電話番号一覧](#) [メンテナンス](#)

[サイトマップ](#)

[ガイドライン](#)

[個人情報の取扱い](#)

PCサイト表示

[免責事項](#)

[RSS配信について](#)

[リンク集](#)

スマホサイト表示

